

## 標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和6年3月27日付け5茅都政第229号により、命ぜられています。

## 記

### 1. 対象となる特定空家等

所在地 茅ヶ崎市南湖五丁目3960番1号  
用途 住宅

### 2. 措置の内容

- (1)上記空家等が倒壊し、又は建材が崩落しないように、全ての外壁、北側道路に面する車庫入口上部庇及び西側と南側の2階バルコニーの破損した建材を撤去し補強もしくは建物を除却すること。
- (2)不特定の者が容易に侵入しないように、玄関扉を施錠すること。
- (3)対象となる特定空家等を除却する場合は、特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処置すること。
- (4)特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

### 3. 命ずるに至った事由

- (1)上記空家等の外壁の仕上げ材料が剥落、浮きが発生し、西側、南側及び北側のバルコニーが腐朽、破損、崩落している状態。
- (2)外壁、バルコニーなど上記空家等が全体的に老朽化しているため、外壁やバルコニー等の崩落が進行し、そのまま放置すれば、建材の崩落や建築物、工作物の倒壊等によって、通学路を歩く児童を含む通行人に当たり傷を負わせる、隣家や周辺の敷地内に崩落し住民に傷を負わせる又は建物等を損壊させるなど、通行人や隣家、周辺に対し損傷を与える重大で切迫性の高い被害が生ずることが予見され、建材の崩落や建築物、工作物の倒壊等によって著しく保安上危険となる恐れがある状態。
- (3)建物の玄関扉の施錠がされていないので、不法侵入等による火災が発生し通行人や隣家に対し被害を及ぼす恐れのある状態。その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

### 4. 命令の責任者 茅ヶ崎市都市部都市政策課長 深瀬 純一

連絡先 0467-81-7181

### 5. 措置の期限 令和6年6月30日